



## 公 告

公 告 第 120 号  
平成 29 年 9 月 25 日

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 島袋 義



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 件 名 警報装置(据付)1式
  - (2) 履行期限 平成29年12月22日
  - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成29年10月11日 10時30分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当事については参加できない。
  - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の売買」及び「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 堅田 まで。

電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	警報装置 (据付)	603 LPS-E 600 /	
		承認	平成29年 9月 12日
		作成	平成29年 7月 31日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第603飛行隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地で使用する警報装置(据付)について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

当該警報装置の取扱い説明書

2 役務に関する要求

2.1 据付物品

据付物品は、調達要領指定書による。

2.2 履行場所

履行場所は、航空自衛隊那覇基地とする。

2.3 その他の要求事項

- a) 据付物品及び据付に必要な部品は、契約相手方の負担とする。
- b) 据付物品に必要な電気工事は、契約相手方の負担とする。
- c) 据付に必要な資器材は、契約相手方が準備するものとする。
- d) 据付の日時については、契約締結後速やかに官側と調整するものとする。
- e) 警報装置は、発報する装置を1台以上追加拡張する機能を有すること。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、本仕様書及び航空自衛隊調達規則に基づき実施する。

3.2 保証

据付後に不具合が発生し、その原因が契約相手方の責任によるものと認められた場合は、契約相手側は無償で補修しなければならない。ただし、責任の判定は官側と協議のうえ決定するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の履行にあたり、作業実施者氏名、作業時間、作業内容を確認できる書類を作成し、事前に官側に提出するものとする。

品 名	警報装置(据付)
-----	----------

#### 4.2 秘密保全

この契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。

#### 4.3 基地内立ち入り

基地内立ち入り及び車両の運行については、那覇基地入出門管理規則及び那覇基地交通安全規則に従うものとし、許可された場所以外に立ち入る場合は、官側に連絡のうえ許可を受けるものとする。

#### 4.4 安全管理

据付の際は、作業の安全に留意し、事故、火災及び盗難の事故防止に努めるものとする。

#### 4.5 仕様書の疑義

この仕様書及びこの仕様書に規定していない事項について、疑義がある場合は官側と協議のうえ官側の指示に従うものとする。

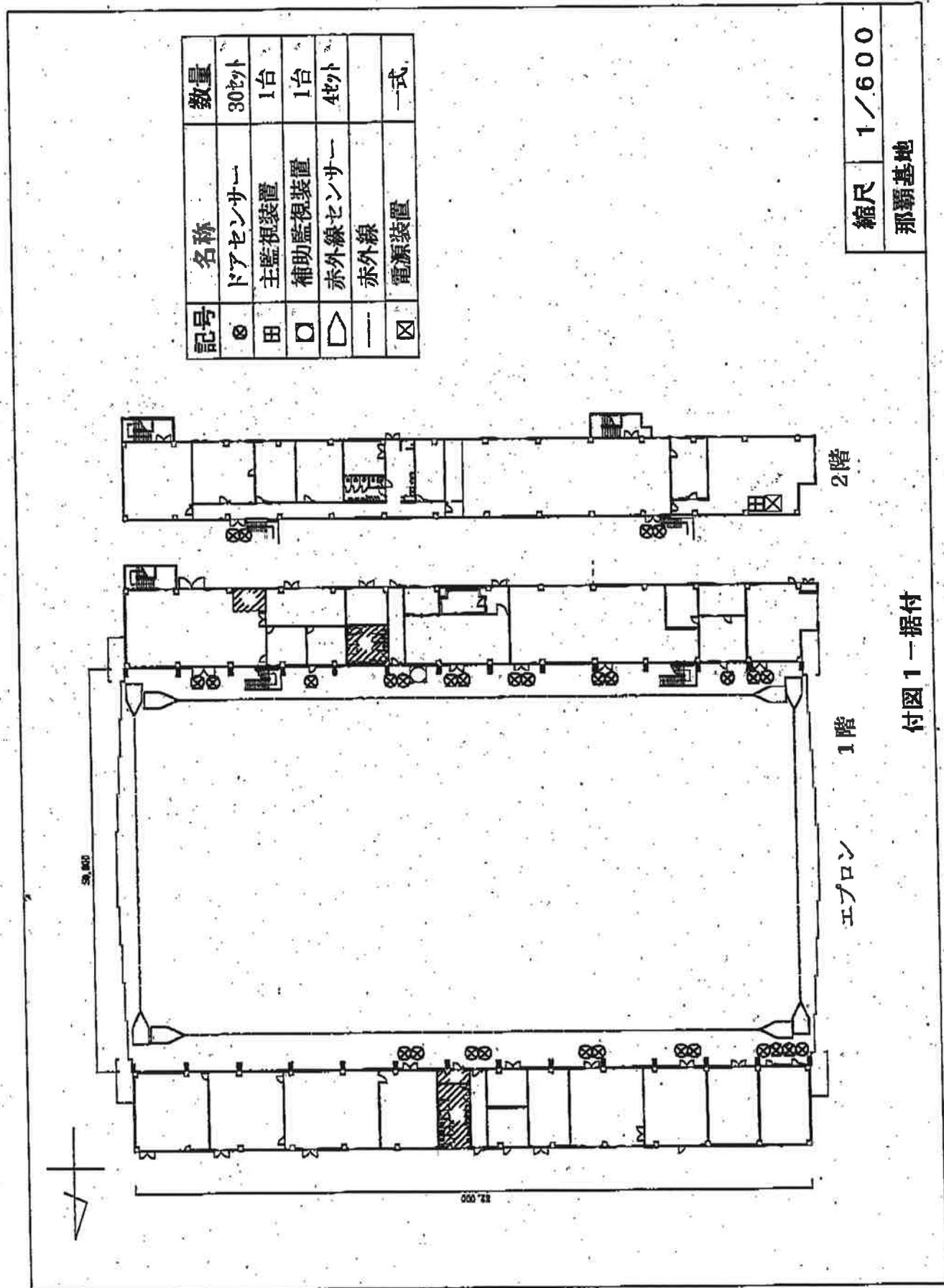
調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	49-1
	調達要求年月日	平成 29 年 9 月 12 日
	作 成 部 課	第 6 0 3 飛行隊整備小隊
	作 成 年 月 日	平成 29 年 7 月 31 日

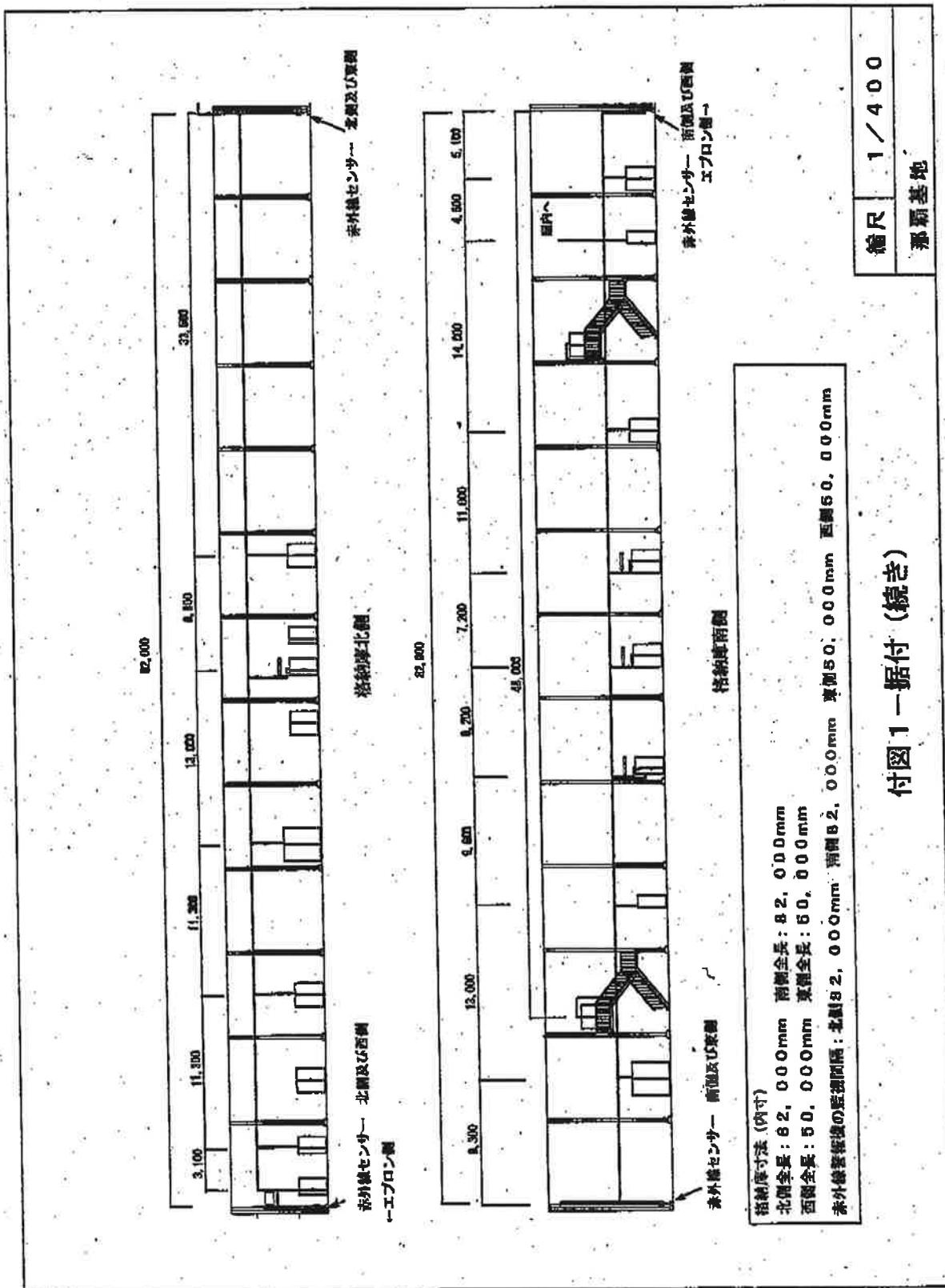
品 名 警報装置 (据付)

仕様書番号

指定事項：  
据付物品 (据付場所：第603飛行隊格納庫)

品名	内訳	数量	備 考
警報装置	ドアセンサー 赤外線センサー 主監視装置 補助監視装置 電源装置 配線材	一式	据付は付図1のとおり





付図1-据付(続き)